

戦後70年

8月は
人権強調
月間です

一人ひとりの個性が輝く 「人権の世紀」に

～ 受け継がれる記憶、そしてともに新しい未来へ～

世界人権問題研究センター所長／京都大学名誉教授

安藤仁介氏にきく

インタビュアー

KBS京都アナウンサー 遠藤奈美さん



安藤仁介 あんどう にすけ

1935年京都府生まれ。1959年京都大学法学部卒業、同大学院へ進学。専攻は国際法。1962年から2年間アメリカへ留学し、博士号を取得。1965年京都大学講師、1968年助教授。1981年神戸大学教授、1990年京都大学教授、1998年から同志社大学教授。1987年国際人権規約人権委員会委員選出(1993年～1994年は委員長)。現在、公益財団法人世界人権問題研究センター所長(副理事長)、京都大学名誉教授、京都府人権教育・啓発施策推進懇話会座長を務める。

遠藤 どうもありがとうございます。安藤先生、お話をうかがいました。

第二次世界大戦後、多くの人命が奪われた悲劇を糧に「世界人権宣言」が採択されました。二十一世紀になり、「人権」の考え方も変化してきました。いま考えるべき「人権」のあり方について、世界人権問題研究センターの安藤仁介所長にお話をうかがいました。

戦争の教訓を受けて
採択された
「世界人権宣言」の意義

遠藤 今年は戦後七十年という節目の年です。安藤所長は子どものころ戦争を体験されておられますが、七十年経った今、戦争というものをどのように感じておられますか？

安藤 人権の一番の基礎は「生命に対する権利」です。そして、「生命」をいかに意味のあるものにするかということ。戦争は人が人を殺すことを正当化するわけですから、それは最たる人権侵害であると同時に、戦争に対する人々の考え方や行動が問題であると思います。ですから七十年経った今、戦争が人々に与えた影響や変化といったものをしっかりと見つけることが戦争の教訓を生かすことになると思います。

遠藤 戦争の教訓を受けて、一九四八年に国連で「世界人権宣言」が採択されたんですね。

安藤 はい。「世界人権宣言」は第1条でまず、人間は生まれながらにして自由である、そして人間の尊厳と権利については平等であると言っています。「尊厳」というのは、それを失ったらその人ではなくなってしまうような、そういう根本的なものだと思っています。「権利」は今でいうまさに「人権」ですね。その2つの点において人間は平等でなければならない、と。そして最後の30条で、「この宣言に掲げるいかなる権利も人権やその他の権利を



遠藤奈美 えんどう なみ

1983年生まれ。小・中学校の9年間をアメリカ・ジョージア州で過ごす。2006年大阪外国語大学卒業。2006年京都放送入社。出演番組はテレビ「京bizS」(金曜21:00～22:00)、ラジオ「チキチキ・遠藤Nami乗りジョニー」(水曜14:00～17:00)他。

侵害する目的として利用してはならない」、つまり、人権は人権のためにあると言っているのです。それに先立つ28条は、人間は自分がもって生まれた、いろいろな可能性を最大限に活かす社会をつくる権利を持つていて、そして29条はその裏返しで、そういう社会をつくるのは我々の義務でもあると言う。わかりやすく言えば、「人権」を決めるのは、自分たち次第ということ。そこを見落としたら、1条の意味がなくなるのです。

差別の撤廃だけでなく
「幸せになる権利」の
追求までを

遠藤 いまのお話からは「幸せになる権利」といったことも感じるので

安藤 おつしやるとおりです。不当な差別をなくすのはまず人権の基礎です。どこに生まれるか、性別はどちらに生まれるか、など、自分の力ではどうしようもない部分があります。そこでの差別が「不当な差別」です。差別をなくすのはもちろん「幸せになる権利」を追

求することが大事ですね。

遠藤 時代とともに、人権の考え方は変わっているんですか？ 戦争から何を学び、何が変わってきたのでしょうか？

安藤 かつては誰かに命令されて動いていた。今は、自分で考え自分で行動するようになってきた。それが最大の変化だと思います。

遠藤 では、現代において「人権」をめぐる問題だと思っていられしや

安藤 人間一人ひとりが本当に自分を大事にしているか、ということ。身体、自由、思想信条の自由、と広がっていきますけれども、最終的には人間一人ひとりがもって生まれた美点を伸ばせるような、そういう社会環境にならなければいけない。一人ひとりの個性を尊重するよう

な育て方や環境が大事だということ

とです。

遠藤 自分を大事にすることが他人を大事にすることにもなる、と

。安藤 そのとおりですね。

遠藤 今年は同和対策審議会答申から五十年という年でもあります

ね。安藤 同和対策というのは日本の人権問題の二つの原点。五十年に限らず、絶えず振り返ることは必要です。生命に対する権利を保持しようと思つたら、人間は何か「行為」

あるいは「行動」を起こさないといけない。人権は行動を伴つてはじめて守られるのです。そういうことを意識するきっかけとして、節目の年というのは大事ですね。

一人ひとりの個性が
輝くような
「人権の世紀」に

遠藤 二十一世紀は「人権の世紀」とも言われています。今、私たちが何を考え、どう行動していけばいいのでしょうか？

安藤 七十年の節目に、日本の戦後のことだけではなく、日本の行為によつて影響を受けた人々のことを考えなければいけません。その意味で、家庭と学校での教育がものすごく重要です。

遠藤 人を思いやる気持ちの大切さですね。

安藤 まさにそこそが「人権」

に当たって、他の者の権利及び自由の正当な承認及び尊重を確保すること、並びに民主的社會における道徳、公の秩序及び一般

的福祉の正当な要求を満たすことをもつぱら目的として法律により定められた制限にのみ服する。

3. これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、國際連合の目的及び原則に反して行使することはできない。

第30条 (権利及び自由を破壊する活動の不承認)

この宣言のいかなる規定も、いづれかの国、集團又は個人に対して、この宣言に規定する権利及び自由のいづれかを破壊することを目的とする活動に従事し、又はそのような行為を行う権利を認めるものと解釈することはできない。

第1条 (自由平等)

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性及び良心を授けられており、互いに同胞の精神をもつて行動しなければならない。

第28条 (社会的及び國際的秩序への権利)

すべての者は、この宣言に規定する権利及び自由が完全に實現される社会的及び國際的秩序についての権利を有する。

第29条 (社会に対する義務)

1. すべての者は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあつてのみ可能である社会に対して義務を負う。

2. すべての者は、自己の権利及び自由の行使

トピックス

世界記憶遺産(ユネスコ記憶遺産)登録に向けて
「全国水平社創立宣言と関係資料」
など府内から4件が申請されています

世界記憶遺産(ユネスコ記憶遺産)とは、世界的に重要な記録物をユネスコが認定・登録する事業で、重要な記録物をなるべく多くの人に知ってもらうことなどを目的としています。

現在、世界で301件、そのうち日本からは3件が登録されています。

本年6月に、崇仁自治連合会(京都市)と公益財団法人奈良人権文化財団(奈良県御所市)が、「全国水平社創立宣言と関係資料」を日本ユネスコ国内委員会に申請されました。

「人の世に熟あれ、人間に光あれ」で結ばれる「全国水平社創立宣言」は、1922(大正11)年に旧岡崎公会堂で開催された全国水平社創立大会で採択されたもので、わが国初の「人権宣言」ともいわれており、その後様々な人権活動にも歴史的に重要な役割を果たしたものととして広く知られています。

京都市でも人権資料展示施設である柳原銀行記念資料館において、8月末から9月末にかけて、記憶遺産登録に関する特別展が開催される予定です。

また、京都府内からは、この他にも、黄泉大蔵経版木群(宇治市・萬福寺(宇治市))や北野天神縁起(北野天満宮(京都市))、信長公記(建勲神社(京都市)・織田裕美子)の3件が申請されています。なお、国内公募による選考結果は9月に公表される予定です。

京都府の取り組み

人権擁護委員による特設相談日程

京都府では、毎日の生活の中で差別や虐待、いじめ、その他人権に関する問題について思い悩むことがある場合に、気軽に相談できる場所として、人権擁護委員による特設相談を開設しています。

地域区分	月日	開設場所
京都市・乙訓※	8/13(木)・9/10(木)・10/8(木)・11/12(木)	京都府庁1号館府民総合案内・相談センター(京都市上京区)
山城	8/20(木)・10/15(木)・9/17(木)・11/19(木)	京都府田辺総合庁舎(京田辺市田辺明田)
	9/3(木)・11/5(木)	京都府木津総合庁舎(木津川市木津上戸)
南丹	10/1(木)・12/3(木)	京都府亀岡総合庁舎(亀岡市荒塚町)
	9/3(木)・10/1(木)・11/5(木)・12/3(木)	京都府園部総合庁舎(南丹市園部町小山東町)
中丹	10/6(火)・12/1(火)・9/1(火)・11/10(火)	京都府舞鶴総合庁舎(舞鶴市宇浜)
	9/9(火)・11/11(水)	京都府綾部総合庁舎(綾部市川糸町)
丹後	8/12(水)・10/14(水)	京都府福知山総合庁舎(福知山市篠尾新町)
		京都府峰山総合庁舎(京丹後市峰山町丹波)
		京都府宮津総合庁舎(宮津市宇吉原)

■いづれの会場も開設時間は午後1時～午後4時です。
※京都市・乙訓会場は予約が必要です。(電話 075-414-4235)
その他の会場については予約は不要です。
■京都市消費生活総合センターでも特設相談を開設しています。
8/27(木)・9/24(木)・10/22(木)・11/26(木)
午後1時～午後4時(予約が必要)
予約・お問い合わせ 電話 京都いつでもコール 075-661-3755

問い合わせ先 京都府府民生活部人権啓発推進室
TEL 075-414-4271
FAX 075-414-4268
MAIL jinken@pref.kyoto.lg.jp
ホームページ http://www.pref.kyoto.jp/jinken/